

東福寺塔頭龍眠庵 四十一菩薩・樹陵使用規程

東福寺塔頭龍眠庵（以下当寺）の四十一菩薩・樹陵とは、墓地・永代供養・墓地管理料・墓石の費用を一括納付することで、当寺が定めた期間に護持管理と永代供養をする墓所である。

- 1 条 本規程は、当寺の四十一菩薩と樹陵（以下施設）について定めたものです。
- 2 条 本施設は、埋葬（本規定では遺骨又は墓土を施設に埋めることをいいます）及び供養や礼拝の為の墓所です。
- 3 条 土葬はできません。埋葬の際には市区町村長発行の埋火葬許可証明書、改葬の際には改葬許可証を当寺へ提出してください。
- 4 条 永代供養を希望の方は、指定の申請書に所要事項を記入し当寺へ提出してください。
- 5 条 お支払いの際は、当寺指定口座に払い込み料を添えてお振込ください。
- 6 条 払込代金受領後に、永代供養之証を郵送いたします。
- 7 条 施設の建立後は、本堂や施設を利用し回忌法要等の法事を行う事が出来ます。境内での法要は当寺住職が行います。
- 8 条 施設の承継を希望される方は当寺にお申し出ください。施設の使用は祭祀を継承する相続人以外の第三者に承継することはできません。
- 9 条 施設の保全・管理は当寺が行います。
- 10 条 震災など天変地異が原因で、施設が倒壊した際には当寺が現状復帰に務めます。
- 11 条 施設の使用期限は最終の方が埋葬されてから30年といたします。使用期限満了時には、墓地使用者に更新の意思を確認し、抜魂法要を勤めて施設を撤去し、墓地での永代管理を終了いたします。遺骨の一部と地蔵尊石仏は、龍眠庵境内地に改葬させていただきます。残った遺骨が多い場合は、合祀墓にも合葬させていただきます。境内地に改葬後は、貴家の地蔵尊石仏にお参りください。
- 12 条 施設には何名様でも埋葬していただけますが、初期費用には、あらかじめ2名様の永代供養料が含まれています。2名様を超える埋葬を希望される場合には当寺へ申し出てください。その際には別紙申請書に定めた永代供養料をお支払いください。
- 13 条 施設に埋葬された方や永代供養の登録のあった方につきましては、毎年9月に総回向法要を行い永代供養いたします。
- 14 条 施設の利用を放棄する場合は、その旨を当寺に届け出ください。但し、放棄された場合には、既納の費用は一切返還いたしません。
- 15 条 著しく近隣の迷惑になるような行為があった場合には、施設の使用を取り消します。
- 16 条 将来墓地埋葬等に関する法律改正等の理由で、本規程も改正することがあります。

以上